菊水区規約等の施行について

1. 菊水区規約について
　行政区再編に伴う新しい行政組織にするため、平成17年10月7日に臨時総会を開催。
　別紙の通り規約を平成18年1月1日より施行

2. 菊水区規約以外「規定」「申し合わせ」の取り扱いについて

(1)「申し合わせ」は、現存のものを生かし、事業を進める。(資料略)
　① 菊水区役員業務分担表　② 菊水区各専門部会等業務分担表
　③ 菊水区自治会館の管理について　④ 菊水区区費納入要領

(2)「申し合わせ」
① 弔意の表し方について
菊水区民死去の場合の表意について、次のように申し合わせる。
イ. 予算の取り決めに従い、香典を贈る。
ロ. 特別な事情がある場合は、役員協議の上対応する。
② 役員選考について
菊水区役員の選考について、次のように申し合わせる。
イ. 各町内より、1名の選考委員を出す。
ロ. 委員長を互選し、役員選考を進める。
ハ. 選考結果を総会に報告する。
ニ. 総会の議決により、役員を選任する。
③ 新十津川町安全安心推進協会「菊水分会申し合わせ」
1)「新十津川町安全で安心なまちづくり条例」「新十津川町安全安心推進協会規約」の施行により、「同上. 菊水分会」を設立する。
イ. 設立にあたり、区規約・現行組織等基本事項の変更は行わず「規程・申し合わせ」の新設補充等で対応する。
ロ. 諸業務の担当は、区の「安全安心部」とする。
2)「部会は町内会各1名. 計11名で構成し、必要に応じて区役員の応援を受ける事が出来る。
イ. 役員として、分会長・副分会長・会計を置く。監査役は区に委任する。
ロ. 事業は町推進協会規約の趣旨に則り推進する。
ハ. 会計は、区会計予算の事業費の配分を受け執行する。

3) この申し合わせは、平成21年6月5日より適用する。